

青森公立大学大学院修了の時期に関する内規

平成21年4月1日制定

青森公立大学大学院学則（平成21年規程第3号）第21条及び第22条の規定による修了の時期は、原則として当該学生が修了要件を充足した学期の終わりとする。

附 則

（施行期日）

この内規は、平成21年4月1日から施行する。